【研究ノート】
東京都における「街をきれいにする運動」（昭和 29 年）に関する基礎的考察

東京都公文書館　史料編さん担当
小野　美里

はじめに

本稿では東京都が昭和 29 年（1954）に実施した「街をきれいにする運動」に着目し、その内容と展開を実証的に明らかにする。その際当該期に都が抱えていた問題や、運動の提案局たる都民室の置かれていた状況に留意し、この運動がどのような文脈で始まり、東京都の首都美化運動の歴史のなかでどう位置づくのかを考えたい。

戦後東京都が行った首都美化運動については、これまで昭和 37 年（1962）以降に関心が集まってきた。オリンピックを翌々年に控えた昭和 37 年 1 月、東龍太郎都知事は年頭の挨拶において、都政の重点目標に首都美化を掲げ、単に街を美しくするだけでなく、道路・公園・上下水道の整備、河川の浄化から公衆道徳の高揚までが美化の対象であることを強調した。これ以後同年 3 月には首都美化審議会が設置され、首都美化推進本部、首都美化推進協議会、首都美化協力員、首都美化推進モデル地区等の組織も整備され、都民を巻き込んだ全都運動として首都美化運動が展開したのである。同運動は昭和 39 年（1964）のオリンピック東京大会終了後も継続、昭和 50 年度（1975）いっぱいで廃止となるまで、東京都の事業として推進された[1]。

源川真希は近現代東京に関する通史において、昭和 37 年以降の首都美化運動をとりあげ、当時の愛都精神運動との関わりに着目しながら、行政に協力的な市民の育成を目指す上からの主体形成の試みであったと評価した。また運動における宣伝手法から、戦前の選挙粛正運動や愛市運動との類似性も指摘している[2]。

以上から明らかなように、首都美化運動は、インフラ整備や衛生・清掃事業の促進によって物理的に街をきれいにすることだけがその目的ではなかった。公衆道徳や愛都心の育成といった、都民に対する内面的働きかけをも伴いながら展開したのである。

ここで留意したいのは、都が全都運動として首都美化を計画し、都庁内外の諸主体を組み込んで組織体制を作り、運動への参加を通じて都民の内面に働きかけることは、昭和 37 年より前から実施されていたことである。それにもかかわらず東京都作成の首都美化に関連する資料集でも、都による首都美化運動の起点は昭和 37 年となっており、それ以前の運動にはほぼ言及がない[3]。確かに、37 年初頭に都知事が意思表明を行って以降、首都美化審議会条例の制定や、広報室広報部管理課に首都美化係が設置されるなど制度化が進展したことから、ここに一つの画期が認められる。しかしこの画期を起点と捉えることにより、それ以前

に展開していた運動との連続性が見落されてきたと考える。これに加え、残存する関連史料が多くないことも、その実態が明らかになってこなかった一因をなしているといえるだろう。

そこで本稿では、戦後の危機的な社会経済状況から脱し、国内外からの観光客増や国際的イベントの開催によって「外」からの目が意識されるようになったことを背景に、昭和29年４月から１年間実施された「街をきれいにする運動」に着目する。それ以前も都によって美化運動が行われたことは確認されるが[4]、本稿で明らかにする通り、組織体制、公徳心といった公衆道徳の高揚が掲げられた点、広報担当部局が主管した点において、以後の首都美化運動の原型を形づくったのは、この「街をきれいにする運動」と考えられるからである。

「街をきれいにする運動」については、中島直人が、戦後の復興事業の進展を受け東京都において都市美化に関する議論が始まるなかで、都民室の主管により行われたことに言及している[5]。しかし中島の主な関心は、都市美運動の担い手による議論と実践にあり、運動そのものの内容にまで立ち入っていない。これに対し本稿では同運動の背景・企画・実行機関・活動内容などを具体的に明らかにし、その後の首都美化運動の展開をも概観することで、同運動の歴史的な位置を確認する。このことは、戦後都において長きにわたって続けられた首都美化運動の歴史の全体像を理解するために必要かつ基礎的な作業となろう。

本稿で使用する史料は、東京都公文書館所蔵の公文書・刊行物等であるが、関連史料はあまり多く残されていないため、必要に応じて『都政人』『東京都新聞』など当時都政を専門的に扱っていた媒体の記事も参照する。また東京都が広報のために作製した「東京都文化スライド」[6]の関連画像等も活用したい。なお引用史料中の傍線はすべて筆者による。

１　首都美化運動の前提

(1) 街の汚れ

ここではまず、当時街の汚れがどのように問題視されていたかを確認したい。『都政人』の記事は、以下のように描写している[7]。

> 東京は「日本の顔」であるといわれる。だが、この顔の何と汚いことであろう。…〔中略〕我慢のならないのはその道路のあちこちに散らばつている紙屑である。そしてところどころには汚物がうず高く積んである。東京の道路は塵捨場の役もするらしい。…〔中略〕川だつてそうだ。いまに東京の川という川は、都民の捨てる塵芥で、立派？に埋立てられるかもしれない。電柱という電柱、橋のたもと、高架線のガードには所きらわずベタベタと広告が貼られ、（新橋駅、神田駅のガードなど、正に東京の新名所である）公衆便所の水栓はこわれて、中には浮浪者の住居と化したものもあるという調子だ。ビルとビルの間にはさまってチヤチな板がこいの一杯屋が出現するかと思えば、国電の線路の両側が雑然たる看板の行列、まるで街を汚ごし醜化するために、八百万の人間が右往左往しているというのが、東京の偽らざる姿である。…〔中略〕公園の芝生は踏み荒されて醜い土肌をさらし、数十人の人間が集まれば、あとは忽ち紙屑の山と化す

ここで言及されるのは、ごみや汚物で汚された道路や河川の状況である。これに加え、所構わず貼られる広告や、雑然と並ぶ看板、公園の芝生の荒廃や集会後のごみの山は、人々のなかに公共の場を汚さないという意識が十分共有されていない状況を物語っていよう。

こうした状況は、都が作成した広報用スライドにも写し取られている。「清ちゃん街を行く」（東京都文化スライド第 22 輯、昭和 29 年３月）というスライドは、「街をきれいにする運動」が始まる１カ月前に東京都が製作したものだが、ここでも都内各所の道路・空き地・河川の汚れに加え、集会や音楽会の後のごみの山、美観を損なうビラや張り紙、ごみで散らかった列車内の様子などが強調されている（図１～８）。

図１　ガード下

図２　路地裏の様子（有楽町）

図３　ごみで汚れた川

図４　空き地の様子

図５　広告

図６　列車の中

図７　音楽会の後

図８　運動会の後

このような街の汚れの原因は、第一義的には、戦災により壊滅的打撃を受けたインフラの整備が十分進まないまま人口や産業が集中し、ごみ処理や下水処理が追い付かなかったことにある[9]。しかしそれだけでなく当時においては、公共の場を汚さないという都民の意識の欠如もまた、街を汚す大きな原因と認識されていた。

(2) 東京都観光事業審議会による提言

こうした状況を受け、都に対策を促したのが、東京都観光事業審議会である。終戦後の日本において、観光業は外貨獲得・国際親善・平和産業の振興などの観点から推進されたが、都においても、昭和 24 年（1949）知事の諮問機関として東京都観光事業審議会が設置され、各行政部門と密接に関係を持つ観光事業の円滑な推進が目指された。この東京都観光事業審議会が作成する計画書は、当時の都における観光行政の指針となっていた[10]。

昭和 28 年（1953）10 月 26 日、東京都観光事業審議会は「昭和 29 年度　東京都観光事業計画書」を作成した（以下、「計画書」とする）。ここで昭和 29 年度の緊急かつ最小限度の施策として第１番目に掲げられたのが、「公徳心の涵養と首都美化運動の展開」であった[11]。この時期、都を訪れる外国人観光客は増加の一途をたどり（昭和 26 年４万 4672 人、27 年４万 6914 人、28 年５万 5691 人）、国内観光客数も、昭和 28 年には推計で 794 万人を数え、同年の修学旅行による訪都数も推計で 91 万 8996 人に上った[12]。観光客の増加により、首都としての体面に見合った街づくりが求められたのはもちろん、その消費額の多さは、都の経済の振興上重要であった。そこで観光客のさらなる誘致と受け入れ態勢の整備が求められるなか、首都の美化のために具体的な措置を講じることが、喫緊の課題となっていたのである。以下、計画書が述べる内容を見ていこう。

> 首都の美化をはかるためには、国土計画、都市計画等を推進することが必要であることはいうまでもないが、先づ都民の一人一人が手近かなところからなし得るものを解決してゆくことが最も大切であり、そのためには公徳心の高揚をはかる以外にはない。昭和 29 年度から東京都、東京都観光協会が、これを首唱し関係機関協力のもとに強力な都民運動を継続展開することが肝要である。

ここでは、首都美化のためには国や都による行政的措置が重要なことを認めつつ、その前提として、まずは都民の美化に対する姿勢を変える必要があることが強調されている。その手段として挙げられているのは、「公徳心の高揚」であった。

公徳心とは、公徳を重んじる心のことである。公徳という言葉は、社会生活において守るべき行動規範として現在でも用いられるが、戦前の東京市でも、道路や公共交通機関といった公共物に対する行いを戒める際などに使われている[13]。本稿が対象とする昭和 29 年前後にどのように使われていたのかを確認するため、昭和 30 年刊行の『広辞苑』を参照すると、「社会公衆に対する徳義。公衆の一人として公衆のためを考えて行動する道徳。公衆に迷惑をかけず、公衆の利益を計る道徳」とあり、私徳（個人または自己に関する道徳）の対義語となっている[14]。社会を構成する一員としての自覚をもち、消極的には公衆に迷惑をかけず、積極的には公衆の利益を考えて行動するという意味で使われていたと理解できよう。公共の場を汚さない／美しくする意識を都民に育む方策として、この公徳心という言葉が再評価され

るようになっていたのである。

計画の実施にあたっては、「公共施設の愛護と美観の促進、衛生環境の改善」に重点を置き、公園・街路・駅前の美化・公衆トイレの清潔保持・「醜悪物の撤去」・「美観商店街の整備」などを実行することが掲げられた。運動を推進するため団体・個人の表彰やモデル地区を設定し、標語やポスターの掲出、各種メディアの利用、コンクールや清掃会の実施、学童の作文募集が周知方法として計画されている。算出された経費は、周知宣伝費に 400 万円、表彰費に 85 万円、運動費に 30 万円、計 515 万円であった。

(3) 当該期の財政状況

ここで提言された公徳心の向上を主眼とする首都美化運動は、後述するように計画書ほどの経費は確保できなかったものの、翌年度から都民室によって実行に移された。ではなぜこうした提言が、曲がりなりにも受け入れられ、都の政策として具体化したのだろうか。このことを理解するためには、当時の都の財政状況を確認しておく必要がある。

終戦直後から昭和 26 年度までの間、都の予算編成は、「骨格予算」と呼ばれる変則的な方式であった。すなわち、当初予算には必要最小限の経常経費のみを計上し、そのほかの新規施策は、財源の確定を待って追加予算で計上する形で編成されていた。昭和 27 年度の予算編成では、朝鮮戦争による特需景気と昭和 25 年のシャウプ税制改正による都税収入の増収が見込まれたことから、戦後初めてこの「骨格予算」から脱し、年間予算が組まれるに至った。しかし昭和 27 年後半には朝鮮戦争による特需は減少、輸出不振・輸入増大が相まって、国際収支は急速に悪化し、景気は下降した。昭和 28、29 年度には、日本経済全体で不況により税収の伸びが低下し、都においても国庫支出金の縮減や国による起債制限が重なって、財源不足にみまわれた。その一方、昭和 20 年代後半の都における人口増加は著しく、学校建設や警察・消防費といった経費の拡大に加え、朝鮮戦争の特需景気により再発した物価高騰による行政経費の上昇などにより、財政需要が増大していた。こうした状況のなか、昭和 29 年度の都の予算においては、人件費５％、物件費 10 ～ 20％の削減を余儀なくされていたのである[15]。

以上のような財政事情からすれば、当時の都は、新規事業に多額の経費を計上できる状況にはなかったことがわかる。首都美化に向けて具体的な成果を出さなくてはならない一方で、大きな支出はできないという状況下において、首都美化のためには都民の意識を変えることが先決であるとの提言は、受け入れやすいものであったと考えられる。

次章以下では、なぜ都民室という組織がこの提言を引き受け、どのような運動が計画されたのかについて検討したい。

２　都民室による計画

(1) 都民室とは

都民室は、昭和 26 年（1951）９月に知事室[16]を改組して設置された。新設の都民室には、知事室時代からある能率部・広報部に加え、企画部・公聴部・首都建設部が置かれた。都民室設置の背景には、その前年の 25 年、安井誠一郎都知事がアメリカへ地方制度の視察に行った際、ＰＲ活動の重要性を認識し、都の広報事業のさらなる拡充を企図したことにある[17]。都民室は、「しらせる広報部」「きく公聴部」といわれたように、単に様々な発信を行うだけ

でなく、都民からの声を処理する機能を併せ持つことで、都民と都政をつなぐ窓口としての役割を担うことが期待された。広報媒体も多様化し、一般都民を対象とした「壁新聞」「お知らせ」「お知らせ家庭普及版」、指導層を対象とした「東京広報」のほか、「都民のメモ」「東京都ニュース」「都政のしおり」といったリーフレットが出されている。そのほか、映画上映会やコンサートの開催、ニュース・カーによる宣伝、「東京都文化スライド」の製作（昭和 27 年～）、民間報道機関（新聞、テレビ、ラジオ）の利用などが行われた[18]。

昭和 27 年 11 月、組織の簡素化と効率的事務処理を目的とした機構改革が実施されると[19]、都民室の企画部・能率部は総務局に吸収された。その結果、都民室は総務部（庶務課・観光課）、広報部・公聴部・首都建設部の 4 部構成になっている。都庁内における都民室の規模については【表１】によってある程度窺うことができる。昭和 29 年度段階で、91 人の定員に 1 億 275 万円（全体の 0.1%）の予算がついていた。

【表1】　昭和29年度一般会計予算 局別内訳表

区分	予算定員		歳出予算額				割合	特定財源	差引一般財源充当額
			人件費	人頭割	事業費	計			
総務局	一般	2,035	790,201,863	11,353,110	3,074,481,901	4,121,754,608	4.8%	2,135,488,799	1,986,265,809
	学校	609	236,545,966	2,274,500					
	その他	21	6,758,668	138,600					
	計	2,665	1,033,506,497	13,766,210					
財務局		547	185,896,718	3,054,000	4,222,686,264	4,411,636,982	5.1%	2,791,443,241	1,620,193,741
主税局	一般	3,377	1,035,927,224	19,738,100	938,691,191	1,995,137,023	2.3%	620,922,943	1,374,214,080
	その他	1	780,508	0					
	計	3,378	1,036,707,732	19,738,100					
民生局		2,600	818,822,230	14,199,100	6,085,594,030	6,918,615,360	8.0%	4,898,305,748	2,020,309,612
養育院		403	119,006,348	1,898,500	191,852,989	312,757,837	0.4%	174,971,894	137,785,943
衛生局		5,069	1,604,575,192	26,146,600	2,094,526,100	3,725,247,892	4.3%	1,953,308,765	1,771,939,127
清掃本部		3043	893,697,090	3,364,700	2,335,729,128	3,232,790,918	3.7%	1,244,861,160	1,987,929,758
労働局		508	171,066,060	2,991,100	4,136,317,951	4,310,375,111	5.0%	2,260,375,859	2,049,999,252
経済局	一般	1,575	541,586,502	7,786,000	2,593,066,166	3,145,371,604	3.6%	1,837,234,785	1,308,136,819
	その他	17	2,932,936	0					
	計	1,592	544,519,438	7,786,000					
中央卸売市場		313	99,141,416	1,657,800	806,230,204	907,029,420	1.1%	904,029,420	3,000,000
建設局		2,146	705,743,508	11,007,800	6,119,487,396	6,836,238,704	7.9%	4,088,648,932	2,747,589,772
建築局		788	279,141,432	4,248,900	7,354,156,242	7,637,546,574	8.9%	6,703,623,436	933,923,138
港湾局		663	212,585,168	2,343,700	1,553,817,110	1,768,745,978	2.1%	1,532,241,775	236,504,203
都民室		**91**	**36,203,680**	**590,900**	**65,954,580**	**102,749,160**	**0.1%**	**101,500**	**102,647,660**
外務室		525	163,238,596	2,750,100	106,859,950	272,848,646	0.3%	227,131,219	45,717,427
出納長室		262	89,605,112	1,624,700	159,548,033	250,777,845	0.3%	89,108,205	161,669,640
議会局		97	30,472,884	573,300	148,310,654	179,356,838	0.2%	0	179,356,838
人事委員会		56	19,788,976	369,600	16,388,207	36,546,783	0.0%	100,000	36,446,783
教育庁	一般	472	161,221,032	1,265,600	6,825,491,901	21,921,157,467	25.4%	8,821,297,169	13,099,860,298
	学校	42,257	14,933,178,934	0					
	計	42,729	15,094,399,966	1,265,600					
警視庁		25,538	8,308,384,556	18,137,600	2,610,983,211	10,937,505,367	12.7%	368,038,920	10,569,466,447
消防庁		7,477	2,332,531,388	4,498,100	917,263,570	3,254,293,058	3.8%	103,665,394	3,150,627,664
合計		100,490	33,779,033,987	142,012,410	52,357,436,778	86,278,483,175	100%	40,754,899,164	45,523,584,011

（『昭和 29 年度　東京都の事業と予算（第1集）』都政新報社、昭和 29 年、22 ～ 23 頁の表をもとに作成）

このとき都の観光事業に関しては、都民室総務部観光課が国内観光を、外務室外事部連絡第二課が国際観光を担当するという二極体制になっていた[20]。それゆえ先に見た東京都観光事業審議会の提言を引き受ける組織としては、都民室だけでなく外務室にも可能性があったが、実際に首都美化運動を提案し予算を獲得したのは都民室であった。公徳心の向上という都民の意識に働きかけることが前面に押し出されている以上、多様な広報手段をもち、公聴部を設けて都民との接点を多く有していた都民室が主管となるのは、不自然なことではないであろう。また都民室首都建設部においても、委員会が設置されて都市美を実現するための規準づくりの議論が始まっている段階にあった[21]。同室の所管が観光・広報・公聴・首都建設と、複数事業の寄せ集めの態をなしていたことは、首都美化事業を推進するうえでかえって好条件を備えていたということも可能である。

(2) 都民室を取り巻く状況

さらに都民室がなぜ首都美化運動を始めたのかを考えるとき、この時期都民室が、その存在意義をアピールする必要に迫られていたことを確認しておきたい。

後述するように都民室の法的根拠については、かねてから都庁内で問題となっていたが、昭和 27 年の地方自治法改正を機に条例化することで対処しようとしたところ、都議会が紛糾し、都民室はその存在意義を問われる事態に陥ったといわれている。以下その経緯について補足したい。

都に設置される局には、地方自治法第 158 条第 1 項に基づく法定局と、条例により設置できる局があった。都民室・外務室は、法定局でもなければ条例により設置された組織でもなかったが、予算・人事などの面においてほぼ局と同一の扱いであり、その法的根拠が問題化したのである[22]。なお局の下の分課組織であれば、知事の裁量により便宜と必要に応じて自由に設置、廃止、分局できることになっていた。そこで総務局からは、都民・外務両室を総務局の下の組織とみなす解釈も出されたが[23]、両室の運用実態からいって、この解釈を押し通すのは無理があった。

その後昭和 27 年に地方自治法が改正され、第 158 条の改正と附則第 6 項（昭和 27 年 8 月 15 日法律第 306 号）によって、翌 28 年 1 月 31 日までに都でも局設置条例を制定することになると、改めて両室の位置づけが議論された[24]。その結果、都民・外務両室は条例化する方針が固まり、昭和 28 年 1 月 26 日の都議会第 1 回臨時会で、両室の設置を明記した「東京都庁組織条例」案が提出された[25]。しかし知事が都議会にかけることなく誕生させた両室は、知事の「私生児」とみなされ、とりわけ都民室に対する風当たりは強かった[26]。この時の詳細な公的記録は残されていないが、議論が組織条例案に集中したこと、本会議が定時限すれすれに開会しすぐ休憩に入った後、19 時に再開し、同案が条件付で可決されたことが確認される。ここで付された条件の一つは、「都民室は人のために設けられた嫌いがないとしない。再検討すべきである」と都民室を名指したものであった[27]。以上から、都民室が議会における批判の焦点になっていたことは容易に推測されよう。

こうした苦境を経た都民室には、目に見える成果をあげることでその存在意義を示す必要があり、これが新たな運動を引き受けた背景の一つをなしたと考える。

当時の都民室室長は富田滋であった[28]。富田は、昭和 28 年 12 月 7 日に学識経験者を招いて開催された都政懇談会で、街の美化について対策を求められた際、「広告や塵芥のことも

絶えず考えている、それについて金をかけずに都をキレイにすることを来年度から新らしい都民運動としてやつてゆきたいと思つている」と述べている[29]。ここから、昭和 28 年 12 月初旬の時点で、都民室が経費を抑えた形で街の美化に着手する意向を固めていたことがわかる。富田は翌 29 年１月５日の『東京都新聞』紙上でも、以下のように述べている。[30]

> 都民室も三年目を迎えたのであるから仕事がマンネリズムになつたものもあると思う。今年は反省しながら新しいセンスでやつていきたい。それに火の車の都財政をみては、金をかけないで効果のあがる仕事を工夫しなければならない。都民室今年のプログラムとしては騒音の追放に始まる都市生活の快適化をめざして街を美しくする運動をやりたいと思う

ここから、多額の経費はかけられないものの、騒音対策と併せて美化運動の推進が、次年度の都民室の目玉事業であったこと、またそれへの意気込みを読み取ることが可能である。

安井誠一郎都知事も、『東京広報』昭和 29 年１月号における年頭挨拶において、「衣食の足りてきた現在、礼節ことに公徳心を一そうたかめて、東京を騒音のない美しい街にすることを、今年の都政の課題にしたい」と述べ、都民の心がけと行動によって「大してお金をかけずに、世界の大都市なみに清潔で、騒がしくない、住み心地のよい都会にすることができる」と強調している[31]。自らが立ち上げた都民室が計画する街の美化は、安井都知事にとっても都政の重要課題として共有されていたことが窺える。

(3) 予算の獲得

都民室は昭和 29 年３月、翌 29 年度の追加予算で、「公徳心の高揚と首都美化運動の展開」のために 120 万円を要求した[32]。区分は一般会計のうち､「諸支出金」のなかの「観光事業費」に計上されている。この運動が東京都観光事業審議会の提言を受け、観光事業の枠組みにおいて始まったものであることは、ここからも確認される。

このとき都民室全体が要求した追加予算の総額は 785 万円だったので、120 万円という額が占める比率は決して小さくない。しかし先に見た通り、東京都観光事業審議会の計画書では、所要経費の見積りが 515 万円になっていることに比べれば、大幅に少ない数字となっている。経費の内訳は、以下の通りである。

周知用ポスター趣意書等印刷	48 万 2000 円
ポスター掲出料	24 万円
表彰用記念品	9 万円
本部打合会費	5 万円
地区別協議会費	5 万円
通信費	6 万円
連絡用自動車傭上	7 万円
会場借料	8 万 8000 円
その他	7 万円

支出の内容を見ていくと、周知のための印刷物作成とポスター掲出料だけで 72万 2000 円と全体の約６割を占め、記念品に９万円が計上されたほかは、打合せ費や会場費・通信費・交通費などの事務的な経費にとどまっている。この運動の中身が、啓発活動中心であったこ

とが、予算の面にも明確にあらわれている。

この時の追加予算案は、昭和 29 年２月 27 日から会期 32 日間で開催された都議会第１回定例会で、付帯決議及び希望付で修正可決された[33]。

(4) 計画の概要

昭和 29 年３月に開催された庁議の関係資料のなかに、３月 22 日付の都民室「街をきれいにする運動（首都美化運動）要綱」（案）が収録されている[34]。ここから、都議会で追加予算の審議が続くなか、都民室が都庁内で着々と運動の準備を進めていたことが窺える。

この要綱案からは、都民室による計画の詳細を知ることができる。以下、その内容につき順を追って見ていきたい。

①　運動の趣旨と主体

ここではまず「わが国の首都であり国際都市である東京は汚い騒々しい都市であるというのが常識化して居る」との現状認識が示される。そしてこの問題は「役所の力のみでは到底解決困難」であり、「都民の一人一人がお互いに家の周りをきれいにすることを心掛け道路や、公園、河川、乗物等の公共施設を愛護し汚さないという公衆道徳の実践と反省の一つ一つが集まって始めて実を結ぶ」と続く。そこで「清潔で美しい街にしようとする役所と都民の心掛けと実行」を一致させて、東京を「明るく住みよい街」にするというのが、この運動の趣旨とされる。

運動を「主唱」する主体には、東京都・区・警視庁・都教育委員会が挙げられた。なお区市町村においては、その地域の実情に即した方法によって本運動を実施するとされている。

そして運動の「推進団体」は、観光関係団体、運輸交通機関、青少年・婦人団体、宗教団体、教化団体、社会奉仕団体、都市問題推進機関、報道機関、その他関係団体であった。ここから、都が様々な実践活動を行っている既存の団体を運動に引き入れて、この運動を推進しようとしていたことが窺える。観光団体や運輸交通機関が入っているのは、この運動が観光事業の一環として行われたことを反映していよう。また宗教団体や教化団体が加わっているのは、この運動が公徳心という道徳的要素の涵養に重点をなしていたことに関係するとみられる。

②　期間・区域・目標

運動の実施期間は１年間であったが、「特に本年四月以降の緑化週間、大掃除実施期間、国土美化運動実施期間等に際し随時集中的に実施」するとされた。実施区域は都下全域である。

運動の目標には「街の清潔と美化を保つよう都民各自の自覚と実践を促すため世論の喚起につとめ、特に商店街団体、婦人青少年団体の協力をたかめる点に重点をおく」ことが掲げられた。つまり運動の重点は世論喚起にあり、とりわけ商店街や婦人・青少年団体といった地域で活動する民間団体への働きかけにあったことがわかる。

③　実践項目

運動の実践項目には、まず「汚さない」公徳心、「きれいにする」公徳心の普及が掲げられた。

前者には具体的には、街路・公園・運動場・集会場・駅・車内等を紙屑等で汚さない、

歩道にやたらに物を置かない、河川・側溝・空き地に物を捨てない、公衆トイレを不潔にしない、塀・電柱・ガード下・橋のランカン等にビラを貼らない、落書きや醜い広告をやめる、空中や高所から広告ビラをまかない、ばい煙を出さないことが挙げられた。一方後者には、住宅や建物の周囲の清掃、塵芥や汚れ物の自己処理、空き地の美化、街路樹や公園の樹木芝生の愛護、観光地や商店街の美化への協力が列挙されている。

このほかの実践項目は、清掃模範地区・団体及び美化模範地区・団体の表彰、植樹・草花園芸の奨励、都市公害（騒音・ばい煙・悪臭等）防止への協力、道路工事の総合的調整、官公庁窓口の整頓、清掃など多岐にわたった。

④　**組織体制**

これらを実行する組織は、首都美化運動連絡本部（都の関係各局部の関係者により構成）と首都美化運動推進協議会（東京都関係各局部及び関係団体の代表者により構成）の二本立てになっている。両組織の関係について、この案では、本部は「本運動実施の連絡調整にあたる」、協議会は「本運動の実施について協議及び推進に当る」とされた。なおこの部分は、要綱が成案となる段階で修正された。すなわち、実際の要綱では本部が運動の推進機関に、協議会が協議機関となり、都が運動のイニシアティブを握る方向へ転換したことがわかる。

⑤　**宣伝方法**

続いてこの運動の肝である「周知宣伝啓蒙」についてみていきたい。その媒体には、ラジオ放送、ポスター、パンフレット、運動趣意書、新聞・雑誌、巡回映画会・講演会、アドバルーン・懸垂幕、ニュース・カー、駅・映画館のスポットアナウンス、スライド・教育紙芝居、都政ニュース、お知らせ、芸能人・興業関係による演芸・演出が掲げられ、標語・学童作文の募集も行うとされた。

以上から都民室は、公徳心の向上を中核に据え、どのような行動が街を汚さず、美しくすることに繋がるのかを具体的に都民に伝え、その実践を促すことを企図したといえる。そして運動の実施にあたっては、局を超え区の代表者や民間団体なども加えた組織体制を樹立し、都民室が従来用いてきた様々な媒体のフル活用が構想されたのであった。

この案は既に述べた通り、組織体制の部分で修正が加えられたほかは、ほぼそのまま成案となった。

３　「街をきれいにする運動」の展開

(1) 運動の内容

以下では『昭和二十九年度　美化運動の一年』[35]という報告書を手掛かりに、運動の中身と展開についてみていきたい。運動の経過（都関係）は【表２】に示した通りである。

①　**体制づくり**

まず、「街をきれいにする運動」の要綱と、関連する関係法令等の抜粋が作成され、運動の方向性が決定された。そして運動の推進機関として都庁内に首都美化運動連絡本部が設置され、協議機関として都庁内外の構成員による首都美化運動推進協議会も組織された（【表３～４】）。本部の構成メンバーは、本部長に副知事、副部長に都民室長、清掃本部長が就任した。委員には清掃本部・教育庁・警視庁をはじめとする都の関係各局室の部長が、

幹事には同課長があてられ、書記は都民室職員が担当した。他方協議会は、「首都美化運動推進に関係のある者及び関係団体の代表者並に都関係吏員若干名で構成する委員で組織する」とされ、会長１名、副会長２名が置かれた。委員には、「学識経験者」として東京都観光事業審議会員、全日本観光連盟・東京商工会議所・工業倶楽部・教育関係者が、「関係団体代表」として都商店連合会・日本赤十字社・都ＰＴＡ総協議会・主婦連合会・母の会連合会・都地域婦人団体連合会・善行会の代表が選ばれ、これに幹事区長代表や都職員が構成員として加わっている。協議会には会長の委嘱により参与を置くことができるようになっており、参与には都議会議員や区長・区議会議長・市長・新聞社・放送関係者などがあてられた。以上のような組織体制を組むことにより、都庁内各局のみならず、都内各関係団体・都民各層の協力を得ながら運動の推進が図られることとなった。

②　各所への協力要請

都民に対しては、新聞・ラジオ等報道機関の協力を得て、主旨の宣伝啓発活動が実施されたほか、局内広報連絡会議・区市広報連絡会議といった広報関係の会議を通じて、あらゆる広報媒体の活用が要請された。児童・生徒に対する啓蒙については、教育庁及び全都公私立小中高等学校長に、道路交通取締については警視庁に依頼を行った。運輸省航空局長に対しては、飛行機からのビラまきについて、知事と首都美化運動推進協議会長からそれぞれ禁止または厳重な制限を申入れている。

社会教育研究大会（社会教育関係者・社会教育施設職員・教育委員会関係者等を対象）においても、運動の主旨が説明され研究課題の一つに加えるよう要請がなされた。

このほか局長会・区長会・助役会・区議会議長会・東京ＰＲカー連盟理事会及び推進協議会傘下の各団体に対して、主旨説明のうえ協力が要請されている。

③　周知宣伝活動

【表2】昭和29年度「街をきれいにする運動」実施経過（都関係）

実施期間		局室部名	実施項目
昭和 29 年	4月	都民室	東京都文化スライド「清ちゃん街を行く」製作上映（刊行は３月）
	4月1日～7日	建設局	都市緑化の推進（緑の週間）
	4月15日～5月15日	各局室	庁内大掃除
	4月21日	都民室	東京ニュース「街をきれいに」製作上映
	5月13日	建設局	広告物・広告塔の規格指定
	5月15日～24日	警視庁	春季交通安全週間
	6月1日	都民室	東京ニュース「一日のゴミ」製作上映
	6月1日～7日	衛生局	赤痢予防知識の普及向上
	7月1日～31日	清掃本部	塵芥減量運動
	7月6日～12日	衛生局	食品衛生と赤痢予防の衛生思想の普及向上
	7月8日	都民室	東京ニュース「保健所の一日」製作上映
	8月1日～10日	清掃本部	道路清掃美化思想の普及徹底
	8月16日～9月30日	警視庁	交通取締の強化
	10月15日～10月24日	警視庁	秋季交通安全週間
	11月1日	都民室	首都美化アンケート
	12月10日～16日	都民室	騒音防止強調
	12月15日～1月15日	都民室	年末年始商店街美化強調
昭和 30 年	3月18日	都民室	功労者並びに団体の表彰「街をきれいにするつどい」開催
（冬季）		建設局	冬季の道路愛護
（随時）		都民室	ポスター・リーフレットの作成 ラジオ放送、ニュース・カーによる周知
（随時）		警視庁	道路工事の調整

（東京都都民室『昭和二十九年度　美化運動の一年』刊行年なし）

運動推進のためにスライド（「清ちゃん街を行く」）と東京ニュース（「街をきれいに」「東京のごみ」「保健所の一日」）等が作成され、スライドは都内各小中学校に、映画は都民室、教育庁、地方事務所、各区役所に配布され、随時上映された。

さらにポスター（5,090 枚）、リーフレット（50,000 枚）が印刷された。ポスターは都電・都バスに掲示したほか、各区、公私立小中高等学校に対しても掲示を依頼している。リーフレットは都の事務所、各区及び公私立小中高等学校に配布された。

④　**集会・調査・アンケート**

昭和 29 年 11 月 1 日には、運動に参加した 15 区の関係者と反省会が開催され、意見交換がなされた。ここでは「この運動は何といっても皆が協力してやらなければならないので、道徳教育の面を徹底する必要がある」「この運動は子供の時から植付けなければなら

【表3】　首都美化運動連絡本部の構成

本部長	副知事	春　彦一	幹事	総務局総務部庶務課長	常睦〔陸〕　壮吉
副本部長	都民室長	富田　滋		総務局行政部監理課長	加部　明三郎
	清掃本部長	江藤　彦武		民生局保護課長	石川　秀雄
委員	総務局総務部長	太田　和男		衛生局総務部庶務課長	芥田　良次郎
	総務局行政部長	松本　留義		労働局失業対策部失業対策事業課長	氏田　勝恵
	民生局保護部長	関岡　賢一		経済局通商振興部振興課長	山畑　禄郎
	衛生局総務部長	小宮山　紀元		建設局計画部総合開発課長	天野　留義
	労働局失業対策部長	橋本　豊治		建設局公園緑地部管理課長	原明　義雄
	経済局通商振興部長	坪井　卓		建設局道路部管理課長	田村　幸男
	建設局計画部長	塩沢　弘		建設局河川部管理課長	滝本　彌右衛門
	建設局公園緑地部長	森脇　竜雄		建築局指導部管理課長	国生　行雄
	建設局道路部長	佐藤　九郎		港湾局港営部管理課長	臼井　潔
	建設局河川部長	花房　利市		都民室総務部庶務課長	本藤　厳
	建築局指導部長	桐生　政夫		都民室総務部観光課長	西田　憲正
	港湾局港営部長	荻原　貞次		都民室総務部企画主査	伊藤　賢一
	都民室総務部長	津野　清海		都民室総務部企画主査	遠藤　庄次
	都民室広報部長	武富　巳一郎		都民室広報部連絡主査	高橋　鉄也
	都民室公聴部長	菊地　昌直		都民室広報部報道主査	渡辺　祥四郎
	都民室首都建設部長	佐藤　登		都民室広報部普及第一主査	加藤　憲治
	清掃本部管理部長	坂田　正一		都民室広報部普及第二主査	石塚　二郎
	清掃本部作業部長	内山　誠		都民室公聴部管理主査	八巻　善雄
	水道局下水部長	武田　和吉		都民室首都建設部連絡推進主査	大森　芳太郎
	交通局総務部長	金子　吉衛		清掃本部管理部庶務課長	梶原　虎彦
	教育庁社会教育部長	山岸　祐		清掃本部作業部作業第一課長	古谷　定哉
	教育庁指導部長	野間　忠雄		清掃本部指導課長	中山　正郎
	警視庁警羅交通部長	手柴　佐八		水道局下水部管理課長	笠原　須恵比古
	警視庁防犯部長	養老　絢雄		交通局総務部庶務課長	横溝　久安
	港区助役	小田　清一		教育庁社会教育部社会教育課長	沼沢　武彦
	文京区助役	伊藤　茂生		教育庁指導部主査	田中　清六
	品川区助役	小林　誠一		警視庁警羅交通部交通第一課長	鈴木　実
	杉並区助役	菊地　喜一郎		警視庁防犯部防犯課長	菅原　時雄
	江戸川区助役	三井　清一		警視庁防犯部保安課長	片桐　徳永
			書記	都民室総務部庶務課長代理	新坂　公三
				都民室総務部観光課長代理	山根　輝雄
				都民室広報部連絡主査代理	杉山　龍
				都民室公聴部相談第一主査代理	大浜　信恭
				都民室首都建設部連絡推進主査代理	本間　繁良

（出典は表2に同じ）

【表4】　首都美化運動推進協議会委員･幹事名簿

会長	浜口　雄彦	東京銀行頭取　東京都観光事業審議会会長
副会長	平山　孝	全日本観光連盟副会長
	岡松　成太郎	東京商工会議所専務理事
委員	井下　清	東京農業大学教授　東京都観光事業審議会委員
	井手　光治	東京都商店街連合会会長
	徳田　茂	日本赤十字社東京都支部事務局長
	塩沢　常松	東京都PTA総協議会会長
	永岡　末子	主婦連合会常任委員
	宮川　まき	東京母の会連合会会長
	近藤　多恵	都地域婦人団体連合会常任理事
	伊藤　辰男	社団法人善行会理事長
	中村　重治	下谷商店街連合会会長
	岡田　四郎	浅草商店街連合会会長
	保坂　幸治	銀座通連合会会長
	岡　泰助	神田商店街連合会会長
	飯塚　正兵衛	新宿区商店会連合会会長
	小野　重内	公立小学校長会代表
	野口　彰	公立中学校長会代表
	龍野　定一	公民館長代表
	岡安　彦三郎	東京都副知事　東京都観光協会副会長
	春　彦一	東京都副知事
	富田　滋	東京都都民室長
	江藤　彦武	東京都清掃本部長
	与謝野　光	東京都衛生局長
	坪田　正造	東京都建設局長
	本島　寛	東京都教育庁
	古谷　享	警視庁総務部長
	高木　敏雄	杉並区長
幹事	津野　清海	東京都民室総務部長
	坂田　正一	東京都清掃本部管理部長
	内山　誠	東京都清掃本部作業部長
	小宮山　紀元	東京都衛生局総務部長
	三木　和臣	東京都建設局総務部長
	山岸　裕	教育庁社会教育部長
	渡辺　清	警視庁総監室広報課長

（出典は表2に同じ）

ない」「根本的にはゴミを出さないように都の方で啓蒙してもらいたい」などの意見が出された。

昭和 29 年 7 月から 8 月にかけては、婦人団体・学校・会社・官公庁等に依頼してアンケートも実施され、同年 11 月にその結果がまとめられている。これによると、回答者が汚いと感じている上位のものは「流れない下水」「空地や道路のごみの山」「ごみの浮いている川、池、濠」であり、逆に美しいと感じるものでは「街路樹や花壇のある道路」「掃除の行きとどいた道路」「よどみのない川や濠の風景」が上位となり、都民が街の汚さ、

図９　『東京広報』のグラビア（左：昭和 29 年６月号　中央：同年 10 月号　右：同年 12 月号）

美しさについてどう認識していたのかを垣間見ることができる。なお「街はなぜもっときれいにならないか」の設問に対しては、「都を美しく住みよくするよう、進んで協力する気持が少ないから」「きれいにする気のない人が多いから」の回答者が、「役所が清掃にもっと力を入れないから」を大きく上回っていた[36]。

運動を企画した側には、公衆道徳を役所が上から働きかけることへの留保がないわけではなかったが[37]、報告書やアンケートなどの結果を見る限り、これに対する反発などは確認されていない。むしろ都による啓発の促進を求める上記のような反応があったことが、以後の首都美化運動においても公衆道徳の向上をはじめとした啓発活動が一定の比重を占めたことにつながったと考えられる。

昭和 30 年３月 18 日には、日比谷公会堂で「街をきれいにするつどい」が開催された。これに区内公立小中学校の生活指導担当教師１名、代表児童・生徒男女各１名、ＰＴＡ幹部若干名を加えた計 2,000 余名が参加した。この集会では、区市町村長から推薦を受け審査を経た民間協力者と団体に対し、表彰が行われた（個人 75 人、団体 43）。

ばい煙もまた、「東京の空をきたなくして非常に都市の美しさをそこのう」ものと認識された。その対策については、29 年度の前半に資料による調査が行われ、後半には民間団体や官公庁の協力のもとに数次の協議会が開催された。昭和 30 年１月から３月にかけて実態調査も実施され、その結果もとに、ばい煙防止条例（仮称）立案の準備がなされた。

⑤　区の実施状況

この運動に際し具体的な活動を実施した区は、千代田・港・新宿・文京・台東・品川・渋谷・中野・杉並・豊島・荒川・板橋・足立・葛飾・江戸川の 15 区である。いずれも地元の保健所・清掃事務所・福祉事務所・警察署等の協力を得て実施され、台東区と渋谷区では２回実施されている。

各区で具体的に実施された内容は、道路の清掃、蚊やハエの退治、側溝・河川・公園の清掃、広告物の指導取締り、雑草除去などであったが、渋谷区のように映画会の開催や、児童や協力団体に対する表彰、モデルゴミ箱の製作・斡旋・指導などを行った区もあった。

(2) 運動の成果とその後

都では、昭和 29 年 12 年に実施した世論調査のなかで、「最近、街をきれいにする運動が行われていますが、今年は昨年に比べて、街はきれいになつたと思いますか」という項目を設け、運動の成果をはかっている[38]。これによると、回答者の 52%が「きれいになつた」を選択した。参考までに、同じ調査の「今年は昨年と比べて、東京の街は静かになつたと思いますか」という設問に対して、「静かになつた」と答えた回答者は 22%であった。騒音対

図 10　タイトル

図 11　ゴミ箱の下からさなぎをとる

図 12　清掃車

図 13　鮮魚店の店先

図 14　ドブさらい（武蔵野市）

図 15　ポスター制作

図 16　表彰式

図 17　保健所の宣伝カー

策と比べてみても、「街をきれいにする運動」の成果は、都民のなかでそれなりに評価されたようである。

『昭和二十九年度　美化運動の一年』の「美化運動の今後」においては、「首都美化運動は一朝一夕でその目的が達成されるものではない。三十年度は勿論今後相当長い年月にわたり継続して努力せねばその実を挙げえないであろう。…〔中略〕特に三十年度は国際的な催しがあってこの必要が痛感されるが、又この成績の如何は将来オリンピック大会招致にも関係があることを考えあわせるとこの運動の意義の重大であることを痛感させられるのである」とある。昭和 30 年度（1955）開催予定の催しとは、晴海で開催された第 1 回東京国際見本市とみられる。このように運動の意義づけにおいては、国際的行事との関連、とりわけ招致活動中であったオリンピック大会との関連が強調され、運動の長期的継続が要請されている。

ここにあるように、首都美化運動はその後も継続され、昭和 30 年代には「カとハエをなくす都民運動」として展開した。この運動は、昭和 30 年 6 月の閣議決定に基づき、厚生省が「蚊とハエをなくす運動」の 3 カ年計画を定めたことに呼応して始まったもので、都における実践を計画したのは都民室である[39]。ここでも二本立ての組織編成がとられ、学識経験者や都民代表、関係局部長によるカとハエをなくす都民運動推進協議会と、関係局部課長による同中央実践本部が設置された。また区市町村に対しては、地方事務所・支庁・保健所等を通じて密接な連携がとられることになった[40]。こうして都下でハエ取り紙・ハエ取り器設置の奨励、空き地などへの不法投棄の一掃、地域ぐるみの清掃活動、ポスターの制作や表彰式の開催などが行われた。この運動でも開始に先立って「東京都文化スライド」が作成されており[41]、具体的な実践項目をイメージすることができる（図 10 ～ 17）。都民及び区市町村を巻き込んだこの運動は、30 年代を通じて継続的に展開した。

さらにオリンピックを間近に控えた昭和 37 年、「カとハエをなくす都民運動」を引き継いで、やはり全都運動である首都美化運動が始まり、昭和 51 年の廃止まで続けられた。この運動の所管は広報室であったが、広報を担当する部局が管轄する理由は、昭和 56 年に都が刊行した総括資料によれば、「蚊とハエ撲滅運動を発展的に吸収した運動であること」「普及啓発活動に大きなウエイトを置いていること」と説明されており[42]、従来の運動との連続性が確認される。この運動の対象に、公衆道徳の育成が含まれていたことは、「はじめに」で既に述べた。また、知事・副知事・各局長等で構成される首都美化推進本部が運動の推進にあたり、民間団体・関係行政機関をも結集した首都美化推進協議会が、団体間の連絡や協議にあたった。このように、都関係者からなる推進機関と、民間団体を含めた協議機関を組織する運営体制は、昭和 29 年の「街をきれいにする運動」から始まったものである。

この運動は、東京都が長い時間をかけて展開した首都美化運動の、まさに原型を形づくったものということができよう。

おわりに

以上本稿では、東京都における戦後の首都美化運動が、オリンピックの約一年半前に突如として始まったわけではなく、それより前からその必要性が説かれ、実際に昭和 29 年から都を挙げた事業として始まっていたことを明らかにした。

首都美化運動が全都運動として具現化した契機は、直接的には観光振興上の要請があった。本稿が扱った昭和 29 年前後の東京は、戦災からの復興が進む一方、都市基盤整備が増加す

る人口に追いつかず、都市環境が悪化している段階にあった。東京の街は騒がしく、廃棄物やばい煙で汚れ、無秩序な広告物により、美観が損なわれていた。他方、外からの目に耐える首都づくりの必要性が高まったのもこの時期であった。昭和 27 年４月にはサンフランシスコ平和条約が発効して国際社会への復帰を果たし、さらなる観光業の振興が求められていた。昭和 27 年５月以降には都のオリンピック大会招致が動き出し、訪都客の視線を意識した首都づくりが一層求められたのである。

とはいえ本稿で明らかにした通り、当該期の財政状況は、大規模な新規事業を展開できる状況になかった。昭和 28 年に東京都観光事業審議会が提言した、首都美化のためにはまず都民の意識を変えるべきとの主張は、経費をかけずに街を美しくする方法として時宜を得たものとなった。

つまり公徳心向上を主眼とする首都美化運動は、直接的には観光振興という文脈から始まったが、その背後には、国際社会への復帰という変化・オリンピック大会招致活動の始動・都政における広報事業の転換・ひっ迫する都財政といった複数の契機が絡み合っていたということができる。

本稿では首都美化運動を提案した都民室の位置にも留意した。都民室は昭和 26 年に設置され、安井都政の目玉事業として多様な広報・公聴活動を展開していたが、その成立経緯と事業内容により議会から厳しい目を向けられていた。だからこそ、観光事業・首都建設事業を所管していたことに加え、多様な広報・公聴手段によって都民との接点を有していた都民室が首都美化運動を引き受けることは、その総合力を発揮し存在意義をアピールする機会になり得たと考えられる。また、首都美化は複数の局に関わる領域ゆえに、特定の事業を専管するのではなく、複数事業の寄せ集めの感が強い都民室が担当することは、都合が良かったと考えられる。これまで都民室については、都におけるトップ・マネジメント機構の変遷を論じる論考のなかで、「都政のブレイン」としてはうまく機能しなかったことが言及されているが[43]、都の広報事業や首都美化運動の歴史という文脈に置いた場合、また異なる側面が見えてくると考える。

かくて昭和 29 年「街をきれいにする運動」が、都民室の提案により、都の事業として具体化した。この運動では、公徳心といった徳目の向上を都民に働きかけることになったが、史料を見る限り、これに対する都民やメディアからの大きな反発は確認されていない。それどころか運動を通し一定の手応えがあったことが、その後の首都美化運動でも広報担当部局がこれを主導し、世論喚起や公衆道徳の醸成が一定の比重を占めたことに繋がっていったと考えられる。「街をきれいにする運動」は、昭和 30 年以降は、「カとハエをなくす都民運動」に引き継がれ、さらにこれを継承する形で昭和 37 年以降の首都美化運動が実施された。

「街をきれいにする運動」の段階では、事業の予算の額も抑えられ、昭和 37 年以降の運動のように条例の制定や、首都美化を専門に担当する機構の設置を伴っていない。しかし公衆道徳が強調・喚起された点、都の広報担当部局が中心となった点、そして局を超え区市町村その他の協力を得て横断的な組織づくりが行われた点において、首都美化運動の基本スタイルがここで形成されたということができる。

最後に残された課題についてだが、本稿では主に都が作成した史料を中心に使用したため、運動の実態や成果については、運動に参加した都民や各種団体の反応をふまえたさらなる検証が必要になろう。また戦後の首都美化運動と戦前の東京市における官製運動や都市美化運

動との連続性は、先行研究でも示唆されているところであるが[44]、本稿でも検討することができなかった。これらについては今後検討されるべき課題として指摘しておきたい。

1　東京都生活文化局企画部『首都美化運動資料集』（昭和 56 年、東京都公文書館所蔵：生文Ｃ１６２〔：以下は請求番号、以下同じ〕）１～ 10 頁
2　源川真希『東京市政』日本経済評論社（平成 19 年）248 ～ 250 頁
3　前掲東京都生活文化局企画部『首都美化運動資料集』。昭和 39 年から 41 年にかけて、主管局により資料集が作成されているが（広報室広報部庶務課『首都美化関係資料　1964』昭和 39 年、同『首都美化関係資料集　1965』昭和 40 年、『首都美化関係資料集　1966』昭和 41 年）、同様に 37 年以前の美化運動に関して言及がない。
4　『都政十年史』には、終戦後間もなく、都によって「帝都清浄化運動」が行われ、それ以後も「緑の週間」や公園をきれいにする自主的な運動などが行われたとの記載がある（東京都編『都政十年史』昭和 29 年、496 頁）。報道によれば昭和 27 年８月に、都清掃事業部と社団法人善行会の主催で、児童や婦人団体による都内各所の清掃奉仕活動が行われ、「首都清掃美化の夕」なども開催されている。この運動は前年度から始まった（『読売新聞』〔都民版〕昭和 27 年７月 30 日付）。
5　『都市美運動――シヴィックアートの都市計画史』東京大学出版会（平成 21 年）431 ～ 432 頁
6　「東京都文化スライド」については、東京都編『都史資料集成２　図録東京都政１――「文化スライド」でみる東京～昭和 20 年代』（平成 27 年）編者解説、及び太田亮吾「戦後復興期の東京における視聴覚メディアの活用と「東京都文化スライド」」『東京都公文書館 調査研究年報＜ WEB 版＞』第２号（平成 28 年３月）を参照
7　「街を美しくしよう」『都政人』昭和 29 年５月号（昭和 29 年）38 頁
8　東京都公文書館所蔵：スライドー４８
9　昭和 20 年代の東京の人口は、昭和 21 年には約 70 万人、昭和 22 年には約 81 万人の増加があったのを皮切りに、毎年 30 万人から 50 万人の増加がみられた（「人口の動き（平成 28 年中）」参考表４、東京都総務局統計部ＨＰ http://www.toukei.metro.tokyo.jp/jugoki/2016/ju16q10000.htm、平成 29 年 12 月 26 日アクセス）。その結果、ごみとし尿の増加が深刻化した。しかしごみの収集は昭和 30 年代に入るまでほとんどが人力による手車収集で、焼却施設の未整備によりごみの焼却率は昭和 32 年に至っても全処分量の 8.4%に過ぎなかった。また増加するし尿の処理は、農地還元・下水道投入だけでは追いつかず、昭和 25 年から海洋投入も再開されている（東京都清掃局総務部総務課『東京都清掃事業百年史』平成 12 年、134 ～ 143 頁）。なお下水道の普及率は昭和 28 年で 12.7%程度であった（都政 20 年史編さん委員会『東京 20 年　都民と都政の歩み』昭和 40 年、870 ～ 871 頁）。
10　東京都総務局企画部『東京都政概要　昭和 28 年度版』（昭和 29 年）173 頁
11　その他の項目は、「２．外貨獲得国際親善増進の為の国際観光施設の改善」「３．修学旅行及び一般観光客接遇施設の改善」「４．多摩地域及び島嶼振興策としての観光事業の推進」「５．都民レクリエーションとしての観光施策の改善」「６．観光資源の保護開発と紹介宣伝」である（東京都観光事業審議会『東京都観光事業計画書　昭和 29 年度』昭和 28 年、東京都公文書館所蔵：総務Ｅ１７８）。
12　『東京大観』（同盟通信社、昭和 31 年）851 頁
13　例えば『東京市公報』記載の「我々の公徳心」（昭和 13 年５月 31 日）という記事は、道路で痰を吐く行為を恥ずべきものとして述べている。また昭和 13 年 10 月には、市電市バスの利用者増に伴う不便・不愉快を緩和するために、「車内公徳の励行」を促す「市電・市バス内の公徳標語」の募集が行われた（「市電・市バス内の公徳標語懸賞募集」『東京市公報』昭和 13 年 10 月６日）。
14　『広辞苑（第一版）』（岩波書店、昭和 30 年）728 頁
15　東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅲ（平成６年）407 ～ 416 頁
16　知事室は、昭和 24 年 11 月に設置され、能率部と広報部の２部が置かれた（前掲東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅲ、138 頁）。
17　前掲東京都編『都史資料集成２　図録東京都政１――「文化スライド」でみる東京～昭和 20 年代』７～８頁
18　前掲東京都編『都政十年史』551 頁
19　前掲東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅲ、140 頁
20　東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅱ（平成６年）449 頁。その後昭和 30 年６月には外務室外事部連絡第二課が観光課に改組され、全ての観光事務を担当することになった。
21　前掲「街を美しくしよう」（『都政人』昭和 29 年５月号）39 ～ 41 頁
22　「都民室の法的性格について」昭和 26 年 11 月５日起案、同年 11 月１日に春彦一副知事の下命を受け総務局が作成した文書（「都民室の法的性格について」東京都公文書館所蔵：ウ１０２．０２．０５所収）
23　この解釈の根拠は、地方自治法第 158 条第１項に規定される総務局の所管事項第４が、「その他他局の主管に属しない事項」となっていたことにある（条文は長野士郎『逐条　地方自治法』学陽書房、昭和 28 年、438 頁を参照）。
24　「局設置条例について」（前掲「都民室の法的性格について」所収）
25　東京都議会議会局法制部『東京都議会史』第３巻下（東京都議会議会局、昭和 35 年）９～ 12 頁、附録 30 頁

26 『都政人』の記事によると、都民室が批判される理由には、①議会と磯村英一室長（当時）の折り合いが悪いこと、②知事の直接の相談役として都民室に置かれた参与・調査員制への不満、③予算を使いすぎること、④公聴すなわち都民の苦情処理が議員の領域を侵しかねないことが挙げられている（「都民室勘定書」『都政人』昭和 28 年４月号、昭和 28 年）。

27 『東京都議会月報』第６巻 55 号（昭和 28 年２月）19 ～ 20 頁

28 富田は昭和６年東京帝国大学政治科卒、戦前は東京市において記念事業や体育関係の係長を歴任、オリンピック招致にも関与した。昭和 24 年 11 月都総務局人事課長、昭和 27 年 11 月人事部長を経て、昭和 28 年６月、初代室長・磯村英一にかわって室長に就任した（東京都新聞社編『ぷろふいる集』昭和 29 年、29 頁）。

29 『東京都新聞』第 437 号、昭和 28 年 12 月 15 日付

30 『東京都新聞』第 439 号、昭和 29 年１月５日付

31 『東京広報』昭和 29 年１月号（昭和 29 年）

32 「【総務委員会】１．都民室関係（二）昭和 29 年度東京都歳入歳出予算（新規経費）」（東京都公文書館所蔵：３２８．Ｂ３．１１）

33 前掲東京都議会議会局法制部『東京都議会史』第３巻下、1094 ～ 1101 頁、附録 55 頁

34 「【庁議】「街をきれいにする運動要綱」（案）（首都美化運動）」（東京都公文書館所蔵：３２８．Ａ６．１１）

35 刊行年は明記されていないが、内容から運動終了（昭和 30 年３月）後ほどなくして作成されたものと推測される（東京都公文書館所蔵：政策Ｃ００４）。

36 東京都都民室公聴部『首都美化アンケート』（昭和 29 年 11 月、東京都公文書館所蔵：政策Ｃ００３）

37 例えば富田滋都民室長は、昭和 29 年刊行の文献において、「社会道徳というのは役所などが、こうしろ、ああしろというのは全くよろしくない。しかし最近の都民は頭からガンと取締らねば他人の迷惑も考えずに自分勝手にいろいろの事をやる傾向がある」と述べている（小林文男『都政問答』黄土社、昭和 29 年、149 ～ 150 頁）。

38 東京都総務局企画部･地方自治世論調査会『東京都政についての世論調査』昭和 30 年１月（『世論調査　第１回～第５回』東京都公文書館所蔵：政策Ｃ２１３所収）

39 昭和 31 年 12 月に都民室・外務室が統合されて広報渉外局が成立すると、この運動の担当は同局が引き継いだ。さらに昭和 35 年７月、機構改革によって局相当の広報室が新設され、運動を引き継いでいる（東京都『東京都職制沿革』平成３年）。

40 東京都総務局総務部企画課『都政概要　1956』（昭和 32 年）155 頁、「【庁議】かとはえをなくする運動について」（東京都公文書館所蔵：３２８．Ａ７．０４）

41 「蚊とハエをなくしましょう」東京都文化スライド第 36 輯（昭和 30 年６月）（東京都公文書館所蔵：スライド－１００）。昭和 30 年６月の閣議決定に先立って、各都道府県では蚊とハエの駆除対策のモデル地区が設定されていた。都でも昭和 27 年以降モデル地区が設けられ、定期的な駆除作業や住民への教育指導などが行われた（東京都編『東京都衛生行政史』昭和 36 年、389 ～ 394 頁）。スライドはその様子を写したものとみられる。

42 前掲東京都生活文化局企画部『首都美化運動資料集』２頁。昭和 37 年４月１日、本格的に首都美化推進にあたる組織として、広報室広報部管理課に首都美化係が新設された（東京都広報室広報部管理課『広報室事業概要　昭和 37 年度版』昭和 37 年、東京都公文書館所蔵：政策Ｃ２８２）。

43 進藤兵「第２章　都庁におけるトップ･マネジメント」（御厨貴編『シリーズ東京を考える３　都庁のしくみ』都市出版、平成７年）

44 前掲源川『東京市政』、石坂友司「第３章　東京オリンピックのインパクト」（坂上康博・高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代』青弓社、平成 21 年）

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。